

(別紙)

○表彰対象について

- 1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む）によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した実績顕著なものを対象とします。そのため、可能な限り社外・社内表彰等の受賞歴を有するものを推薦してください。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は表彰対象となりません。
- 2 年齢制限については設けません。ただし、現在勤務している職域と同一の職域に、令和8年4月1日時点で、通算5年以上勤務している者とします。  
※ 「現在勤務している職域と同一の職域に、通算5年以上勤務」とは、具体的に以下の①又は②に該当する場合を指します。  
①現在勤務している会社等に通算5年以上勤務している場合。  
②現在勤務している会社等における勤務期間が通算5年に満たないが、現在及び転職前の会社等における勤務年数が合計して通算5年以上であって、以下に該当する場合、現在の所属会社等と転職前の所属会社等の業種が同一もしくは、候補者本人の現在の職種と転職前の職種が同一
- 3 候補者の学歴について制限はありません。
- 4 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。
- 5 同一の業績により、既に国家栄典（叙勲、褒章）を受章又は科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞した者は、表彰対象となりません。また、過去5年以内（令和3年度表彰～令和7年度表彰）に創意工夫功労者賞を受賞した者は、表彰対象となりません。
- 6 1業績3名以内（個人）とします。
- 7 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究所における研究補助員、技能職員及びこれと同程度の者までとします。
- 8 候補者の数は、同一事業所から10名以内（かつ5業績以内）とします。（事業所とは、労働基準法における事業場に準じます。）

（7に関する補足説明）

- ・令和7年9月時点において、原則、管理職手当が支給されていない者とします。ただし、以下の場合は問題ありません。

- 中小企業において職制が明瞭でない場合に、経営者以外を候補者とする事
- 小規模企業（従業員20人以下）の場合に、経営者を候補者とする事
- 家族労働者を含む程度の個人企業（例えば、農業従事者、大工、左官等）の場合に、経営者を候補者とする事
- ・ 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設等に関する工場、事業場（農場、牧場などを含む。）に勤務する場合は、職長、班長、工員、作業員、運搬員、配達員等が対象となります。
- ・ 保健衛生の業務に従事する場合は、例えば、病院、診療所、医療研究機関などにおける看護師、助産師、保健師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、診療エックス線技師、研究用実験動物の飼育等に従事する医療補助者が対象となります。
- ・ 研究所、試験場、学校等に勤務する場合は、例えば、研究用機器の運転、手入れ、研究用試料の整備、調整、制作、研究用機器の作製、研究成果の製表、圃場の整理、研究用動植物の育成等の業務に従事する技能職員が対象となります。ただし、研究や開発そのものに従事する者は対象となりません。